

令和 7 年度事業計画

(令和 7 年 3 月に 1 事業を追加)

I 基本方針

昨年は、生産資材価格の高止まりも続き、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響を受けて枝肉価格が低迷し、これに伴って黒毛和種の子牛価格も下落し、21 年ぶりに肉用子牛生産者補給金が発動されるなど肉用牛経営にとっては大変厳しい一年となった。

一方で、これまで課題とされてきた牛肉輸出は、関係者の皆様のご努力もあり着実に拡大し、また、生産基盤の強化についても、将来の増産に備えた繁殖雌牛の更新加速化事業が措置されている。国内の和牛肉消費拡大についても、その取組みが拡大されたのに続き、この 4 月からは、子牛の補給金や緊急の和子牛対策も強化することとされたところである。

このような中、昨年 5 月には、農政の憲法とも呼ばれる食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、本年は、その基本理念を実現するための食料・農業・農村基本計画が策定され、合理的なコストを考慮した価格形成の仕組みの法制化が予定されている。

畜産経営は厳しい経営環境下に置かれているが、食料・農業・農村基本法の改正を契機として、より一層の食料安全保障の確保につながる生産性の向上や自給飼料の増産といった取り組みに加え、環境負荷の低減につながる取組みも推進していくことが必要になってきている。

牛肉は豊かな食生活の象徴であり、食卓に良質な牛肉を安定的に供給する役割のほか、国土の有効利用という観点で農山村地域、離島地域の活性化にも大きな役割も果たしている。

当協会も、我が国の肉用牛経営の安定及び肉用牛生産性向上に資する事業として、子牛の不足払い制度の円滑な実施に資する事業や経営安定のため緊急、臨時の対策に加え、生産基盤の強化、そして生産コスト低減だけでなく環境負荷の軽減にもつながる生産性向上、多様なニーズに対応した肉用牛生産など持続可能な肉用牛生産の振興に取り組むとともに、各種情報の提供・発信と会員団体との組織的な連携も強化してこれら肉用牛生産振興活動を推進することとし、以下の事業を行う。

Ⅱ 事業計画

1 肉用牛振興推進活動

肉用牛生産の振興のため、農政推進協議会、畜産関係諸団体等と連携し、肉用牛生産、自給飼料生産等の対策の充実強化等を要請していく。

2 組織的連携強化と情報活動

令和6年度に続き、中央関係団体との情報交換会、会員、賛助会員等を対象とした情報連絡会議を定期的を開催するなどして、会員団体との連携を密にし、本協会の運営並びに機能の強化を図るとともに、ホームページ等により各種情報を各地域の生産者組織、生産者、関係者に的確、迅速に提供する。

3 組織運営

一般社団法人として事務・事業を円滑かつ適正に進める。

また、引き続き、重複する会員が多い（公社）中央畜産会と共通する課題について情報交換を行う。

4 財務管理

本協会が保有する資金を安全・確実に管理し、事業の安定的な推進を確保するために、日常の会計処理に関する指導等について公認会計士に依頼し、適正に行う。

5 肉用牛生産振興のための事業

1) 肉用牛経営安定対策補完事業（R7年度公募／機構事業）

肉用牛生産基盤強化等対策事業

① 肉用牛生産基盤強化推進事業

（ア）肉用牛ヘルパー組織等強化推進

肉用牛ヘルパー組織等の体制強化を図るための検討会の開催、ヘルパー組合実態調査、普及啓発資料の作成・配布及び事業の推進指導

（イ）肉用牛振興推進指導

地域における生産基盤強化等対策事業についての、全国・ブロック会議の開催、事業効果の評価指導及び事業の推進指導

② 地域の特色ある肉用牛振興推進事業

地域の特色ある肉用牛生産の推進を図るための全国会議の開催、実態調査の実施及び事業に係る全国的な推進指導

**2) 食肉流通改善合理化支援事業（うち国産食肉等新需要創出緊急対策事業）
（R7年度・公募／機構事業）**

北海道・北東北地区において夏山冬里方式で生産される日本短角種及び北海道、高知県、熊本県において放牧を取り入れた生産が行われている褐毛和種（以下、地方特定品種という。）について、地方特定品種の主要な産地の生産者や、加工・流通・販売業者に加え健康や環境面の専門家等が一体となって、健康面で優位となる脂肪交雑以外の品質面での新たな商品価値を明らかにするとともに環境に配慮した消費行動（エシカル消費）に対応した取組みを行うことにより、産地と消費地間の様々な販路での新たなバリューチェーンを構築し地方特定品種の需要拡大を図る。

3) 優良和子牛生産推進緊急支援事業（R7年度／機構事業）

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格（四半期別）が発動基準を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して奨励金を交付する事業について、その推進指導を実施する。

4) 肉用牛緊急特別対策事業（R7年度／機構事業）

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格（四半期別）が発動基準を下回った場合に、基盤強化計画を作成した地域において、優良和子牛生産緊急支援事業に加えて、産地基盤強化のためのメニューに取り組んだ生産者に1万円/頭（離島等は5万円/頭）の奨励金を交付する事業について、その推進指導を実施する。

**5) 環境調和型持続的肉用牛生産体制推進事業
（R6～8年度・公募／JRA事業）**

これまでの輸入飼料等に依存した増体や脂肪交雑等を重視した和牛肉生産から、脂肪交雑だけではない多様な消費者ニーズ等も踏まえた国内資源を活用した効率的生産や環境負荷低減、AW等に対応した生産を推進するとともに、新たな牛肉の価値観構築のための客観的な評価法の検討を行い、これらの情報を発信することで持続可能な肉用牛の生産体制化を図り、消費者や輸出相手国の支持、理解を得ることで国内外の和牛肉の需要拡大を図る。

**6) 肉用牛環境対応収益性向上管理技術普及事業
（R7～8年度・公募／JRA事業）**

資材価格の高騰下、環境への調和も求められる肉用牛の飼養管理について、令和6年度まで実施した肉用牛環境対応生産拡大基盤技術普及事業において作成した「飼養管理マニュアル」をベースに飼養管理の実例について検証、評価し、これを関係者、生産者で広く共有することで、環境問題にも調和した収益性の高い飼養衛生管理技術を普及推進し、肉用牛経営の改善を図る。

7) 「肉用牛改良情報活用協議会事業」と事務局

肉用牛の改良基盤の強化を図るため、(公社)全国和牛登録協会、(一社)日本あか牛登録協会、(一社)日本短角種登録協会、(公社)日本食肉格付協会、(一社)家畜改良事業団、(公社)畜産技術協会及び(一社)全国肉用牛振興基金協会を構成員とする「肉用牛改良情報活用協議会」として、相互に共同連携し、以下の事業を行う。

ア 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち

家畜能力等向上強化推進事業（多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策）

（R7年度・公募／国）

(1) 産肉情報基盤の強化活用

枝肉格付情報の収集・分析、血統情報の収集・分析等については、肉用牛枝肉情報全国データベースのPRを通じた同意書提出肥育農家数及び枝肉情報収集頭数の拡大を図るとともに、分析結果の生産現場へのフードバックを通じて、協力肥育農家戸数・頭数の拡大を図り、遺伝的能力評価に必要な情報を独立行政法人家畜改良センターに提供する。

(2) 新たな改良形質の検討・評価

専門的知識を有する学識者・都道府県研究機関等で構成する繁殖性等検討委員会を開催し、枝肉格付情報以外の形質に着目した新たな評価手法の検討を行うとともに、新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入と、遺伝的能力評価の指標化に必要なSNP情報を含む生産性情報の収集・蓄積等に努め、遺伝的能力評価の指標化に必要な情報を独立行政法人家畜改良センターに提供する。

(3) 肉用牛の出荷時期早期化対策

公募により取組主体を決定し、肥育牛の出荷時期を見極めるために必要な機器の導入と、同機器を導入した地域において専門家による機器活用技術研修会の開催等について支援する。

本協会は、上記の(1)、(2)及び(3)の事業の一部を分担するとともに、協議会の事務局を担当する。

8) 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち畜産情報活用強化対策（畜産クラウド全国推進コンソーシアム）

（R7年度・公募）

牛の個体識別情報や飼養管理等に関する生産情報等を全国で集約し、畜産経営の改善のために活用する体制を整備するために設立された「畜産クラウド全国推進コンソーシアム」に参画し、コンソーシアム構成員と連携を図りながら、肉用牛の改良及び飼養管理の効率化・高度化に資する取組及び「精液等情報システム」の利用促進を図るための取組を行う。

（コンソーシアム事務局：公益社団法人畜産技術協会）

9) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業
(R6年度補正予算・公募／中央畜産会)

肉用牛の生産基盤の強化を図るため、高齢の繁殖雌牛から肉質に優れた若い繁殖雌牛へ更新する場合に、奨励金を交付する。特に希少な種雄牛に由来する繁殖雌牛への更新については手厚く支援することとされている。

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
更新奨励金	10万円／頭	15万円／頭

10) 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進のうち肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組事業
(R7年度・公募／国)

黒毛和種及び交雑種(黒毛和種×乳用種)の繁殖農家、肥育農家及び食肉流通事業者の3経営体が一体となった組織を構成して、肉質・枝肉重量を維持しながら早期出荷を行う体制を構築し、年間の収益性が慣行肥育と同等となるような飼養管理プログラムの作成を行う。

11) 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進のうち早期出荷牛肉の流通促進事業
(R7年度・公募／国)

早期出荷牛肉の認知度向上及び理解醸成を図るため、早期出荷牛肉及び慣行肥育牛肉の各種成分検査、生物・物理検査、官能検査員による科学的分析・検証等を行い、評価分析報告書として取りまとめるとともに、肉用牛の短期肥育・出荷月齢の早期化に取り組んでいる先進地の調査を行い、調査結果の取りまとめを行う。

12) 持続的生産強化対策事業のうち飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業(全国推進事業)
(R7年度・公募／国)

地域の酪農・肉用牛経営が連携して行う良質な飼料の生産を最大化する取組を支援する飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業を推進するため、事業参加申込者に対する指導・助言、参加申込等の申請手続き支援、取組状況確認等を行う。

13) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の円滑な実施等を図るため、補給金制度業務推進全国会議の開催、業務効率化検討会及び作業部会、業務推進円滑化のためのブロック研修会の開催、都道府県指定協会に対する調査指導等を行う。

14) 家畜市場取引情報収集等事業

肉用子牛生産者補給金制度の円滑な運営に資するため、家畜市場情報の収集・提供システムの運営及び適切な情報の提供を行う。

15) 生産者積立金融資事業

肉用子牛生産者補給金制度の健全な運営を図り、肉用牛の生産及び経営の発展に資するため、大幅な子牛価格の低落により都道府県指定協会に積み立てている生産者積立金が不足した場合に、融資準備財産を財源として資金を無利子、8年以内の償還期間で融資する。

16) 都道府県指定協会運営資金融資事業

指定協会の業務の円滑な推進に資するため、業務運営のための経費に一時的な不足を来した場合に、1,000万円（1件当たり）を限度に短期の無利子融資を行う。

6 肉用牛生産振興のための協力事業

- 1) 関東東北肉用牛枝肉共励会の開催
- 2) その他